

4月17日（木） 11：00開始 参議院議員会館

# 4月院内集会（於 103会議室）

演題

第7次エネルギー基本計画決定と日本の安全保障政策

4/17木  
要事前申込



講師：金子熊夫さん、  
エネルギー戦略研究会  
会長、外交評論家

## 講師プロフィール

1937年、愛知県生まれ。最終学歴：ハーバード大学法科大学院卒（修士＝国際法専攻）外交官としてほぼ30年間世界各地で勤務。一時期国連に出向して国連環境計画（UNEP）の創設に参加。UNEPアジア太平洋地域代表などを歴任後、外務省に復帰。初代の外務省原子力課長として日米原子力交渉、INFCEなどを担当。その後太平洋経済協力日本委員会事務局長、日本国際問題研究所研究局長（所長代行）などを経て1989年に退官。同時に東海大学教授（国際政治担当）、2003年退職。その後エネルギー戦略研究会（通称：EEE会議）を創設し会長として現在に至る。

「再処理権」は軽々に放棄すべきではない

かくして四か国の共同作戦が見事に奏功して、米国は次第に技術面でも理論面でも劣勢に立つことが多くなり、最終的にはカーター氏の狙いとは裏腹に、「核拡散問題は基本的には政治問題であって技術問題とは異なる。再処理が必ずしも核拡散につながる」という穏当な結論に到達した。我々としては苦勞した甲斐があったという思いだったが、カーターさんとしては甚だ不本意な結果に終わった、裏目に出ってしまったと感じたのではないか。そのためか、INFCE以後、米国は多国間協議方式ではなく、二国間方式の交渉で、輸入国側に規制をかける外交スタイルを採用している（いわゆる「一二三協定」方式――すなわち、一九七八年に改正された一九五四年米国原子力法第一二三条に基づく厳しい核不拡散措置を盛り込んだ二国間協定が締結されていなければ、米国から資材や技術の輸出はできないとする仕組みになっている）。

いずれにせよ、こうした長年にわたる二国間と多国間ベースの難儀な交渉を通じて、日本は再処理とプルトニウム利用を行う権利を獲得したわけであるから、この権利は軽々に手放すべきではない。一度手放せば二度と取り戻すことはできないだろう。

と同時に、せっかく苦勞して手に入れた再処理権をフルに生かすためにも、六ヶ所再処理工場は是非でも早期に完成させなければならない。これは、外交交渉に携わった筆者を含めた当時の関係者全員の切なる願いでもある。このことをこの機会に特に強調しておきたい。

## 故カーター大統領と日米原子力関係の歴史

（エネルギーレビュー2025年3月号 から）

申込は次から ⇒  
<https://x.gd/YCmsJ>



公益社団法人 福島原発行動隊  
Skilled Veterans Corps for Fukushima